





## 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（最終案）

## 1 目的

○本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面するとともに、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生リスクが高い地域と考えられる。

○今般、三重県議会基本条例第7条の2として、「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、危機発生時においても、しっかりと担っていくためには、大規模災害発生時等の県議会の対応等についてあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

## 2 対象とする災害等

○対象とする大規模な災害等緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、以下の事象を基本として議長が必要と判断した場合とする。

【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生した時

【津波】津波警報が県内に発表された時

【風水害】大雨、洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがある時

【その他】議長が本指針を適用する必要があると認める災害等

（大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ、武力攻撃事態等）

## 3 議会の役割・機能

○県民の生命・財産を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、応急対策期には迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案型の議論により県政の監視・評価に努める。

## 《修正理由》

・南海トラフ地震のような大規模災害においては、「財産を守るために家に残って命を失うこともあるため、県民の生命を守ることを第一とすることを強調すべき」という有識者の意見による修正

・「審議の方向性として、行政批判よりもむしろ、復旧・復興期においては提案型の議論とすることで、執行部とは別の観点からできることとできないことの選別ができ、速やかな事業執行の応援にもなるのではないか」という有識者の意見による修正

○対象とする災害等が発生した場合、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討するほか、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要請活動を行う。

《修正理由》

・「財産を守るために家に残って命を失うこともあるため、県民の生命を守ることを第一とすることを強調すべき」という有識者の意見による修正

○執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。

また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の把握及び共有を図る。

○県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県執行部に対する要請を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。

○国会及び関係行政庁への意見書に基づく要請等、被災地の復旧や生活再建等に向けた国・関係機関等への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

#### 4 議員の役割・機能

○参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

○参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

○地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。また、県議会の窓口から把握した地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

○執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要請等を行うことについては慎む。

○国・関係機関等の視察対応については積極的にかかわっていく。その際、被害を受けた地域の選出議員は、可能な限り被災地の調査等に当たり地域と県議会との調整及び市町の支援に努める。

《修正理由》

・「国・関係機関等からの視察対応については、被災状況を理解してもらい、後々それらの方々に支援してもらうためにも積極的に受け入れる旨の内容を明記した方がよいのではないか」という有識者の意見や、「被災時に地元議員が無事かどうかもあるので、可能な範囲で受け入れることとしてはどうか」という検討会の意見による修正

○議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

## 5 議会の災害組織

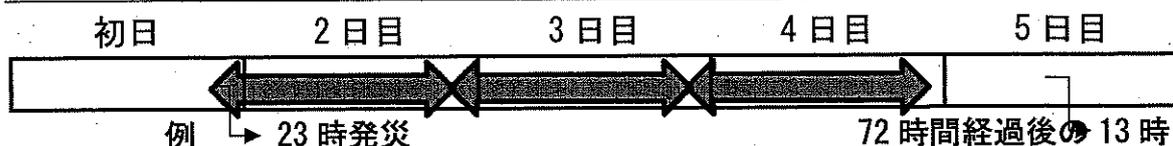
(組織名)

- 三重県議会災害対策会議 (仮称)

(招集時期)

- 発災から72時間経過後最初に到来する午後1時

※ただし、災害状況によっては、議長の判断により変更することができる。



《修正理由》

・「発災から72時間は人命を最優先し救助にあたるが、議長の判断により、災害の状況によっては招集時期を変える必要があるのではないか」という検討会の意見による修正

(構成員)

- 代表者会議メンバー
  - 議長が必要と認める者 (想定は、被害を受けた地域の選出議員など)
- ※ まず、代表者会議が自動招集され、議長が必要と判断した場合に被災地域議員等を加えて災害対策会議を開催する。

(指揮者不在時)

- 副議長
- 議会運営委員長
- 第一会派の代表
- 第二会派の代表

(所掌事務等)

- 議員が収集した災害に関する情報を災害対策本部へ提供
- 災害対策本部の情報を議員へ提供
- 県や国、関係機関への要望活動の調整
- 本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- その他、災害に関して議会及び議員に関連すること

## 6 事務局の災害組織

- 事務局の体制

総 括：局長、次長 (事務局の総括)

総 務 班：総務課職員 (正副議長への連絡、職員への連絡、災害対策本部からの情

報収集、防災物品の準備、代表者会議の準備、災害対策会議（仮称）の準備）

議員対応班：議事課職員（開催中の本会議・委員会等の対応、議員への連絡、議員からの情報収集・整理）

安全確保班：企画法務課職員（傍聴者・来庁者への対応、議事堂内の安全点検、応急措置、避難住民への対応）

時間外・休日：指定職員（各課1名）（上記の業務のうち、優先度の高い業務）

#### ○ 災害対策本部への派遣

災害レベル2以上で災害対策統括部から要請がある場合、又は議会事務局長が必要と認める場合は、災害対策本部との情報交換、連絡調整のため、総括部総務広報隊に職員1名を常駐させる。

## 7 情報共有

### ○ 正副議長

- ・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。
- ・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部やほかの議員に伝達する。
- ・代表者会議及び災害対策会議（仮称）の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

### ○ その他の議員

- ・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。
- ・地域機関や各市町の災害対策本部で情報収集を行う場合は、職員等の災害対策活動を優先させたいうで収集活動を行う。
- ・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」等により、事務局に連絡する（人命に関わる緊急のを要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする）。

#### 《修正理由》

- ・「どのような状況が『緊急』か、例示を具体的に入れないとわからない可能性がある」という有識者の意見による修正
- ・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

## 8 災害対策本部⇒議員

- 「安否報告書」で報告のあった連絡可能な方法（電子メール、FAX、電話、LINE等）により、議長の下、事務局から情報伝達する。

《修正理由》

・『メール』が郵便ではなく電子メールであることを明示すれば誤解がない」という検討会の意見や、「安否確認等に LINE を活用することが効果的である」という有識者の意見による修正

9 議員⇒災害対策本部

○ 「情報伝達票」により、事務局へ連絡し、緊急を要する場合を除き、議長を經由して執行部へ情報伝達する。

10 運用、見直し

○ 県の防災計画等との整合を常に図ることとする。

また、災害対策に係る法令等の改正など状況の変化があった場合は、内容の見直しを図る。

○ 防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針の見直しを図る。



## 緊急事態発生時の対応にかかる議案審議の簡素化について（案）

## 検討事項 1 緊急事態発生時の議案審議方法の適用について

## 【適用要件をあらかじめ申合せ等で決めておく場合】

案	追加要件（例）
<p>第 1-1 案 （対象とする議案）</p> <p>① 既決災害予算で災害復旧工事が部分的にしか対応できない場合で、緊急対応のため審議日数を短縮する必要がある予算及び予算関連議案</p> <p>② 緊急対応のため審議日数を短縮する必要がある上記以外の議案（契約など）</p> <p>（適用可否の判断）</p> <p>・①②であることを議会運営委員会が確認・決定する。</p>	<p>・原則として、発災後〇か月以内に提出される議案に限る。</p>
<p>第 1-2 案 （対象とする議案）</p> <p>上記①②に同じ</p> <p>（適用可否の判断）</p> <p>・①②であることを三重県議会災害対策会議（仮称）（未設置の場合は代表者会議）において確認・決定する。</p>	

## 【適用要件をあらかじめ決めておかない場合】

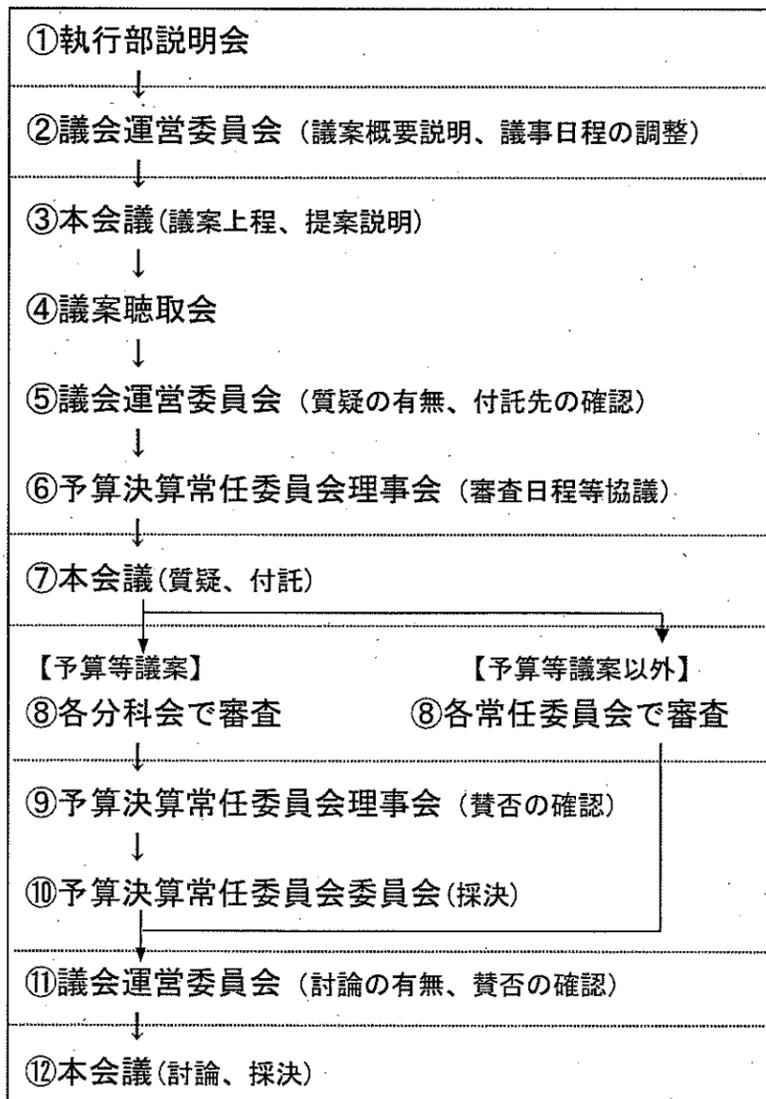
案
<p>第 2-1 案 議会運営委員会において、その都度、協議して決定する。</p>
<p>第 2-2 案 三重県議会災害対策会議（仮称）（未設置の場合は代表者会議）において、その都度、協議して決定する。</p>



検討事項2 緊急事態発生時の議案審議方法について

【通常時】

審議日数 8日程度（3月会議を除く）



【緊急事態発生時】

A案 委員会審査を中心に審議

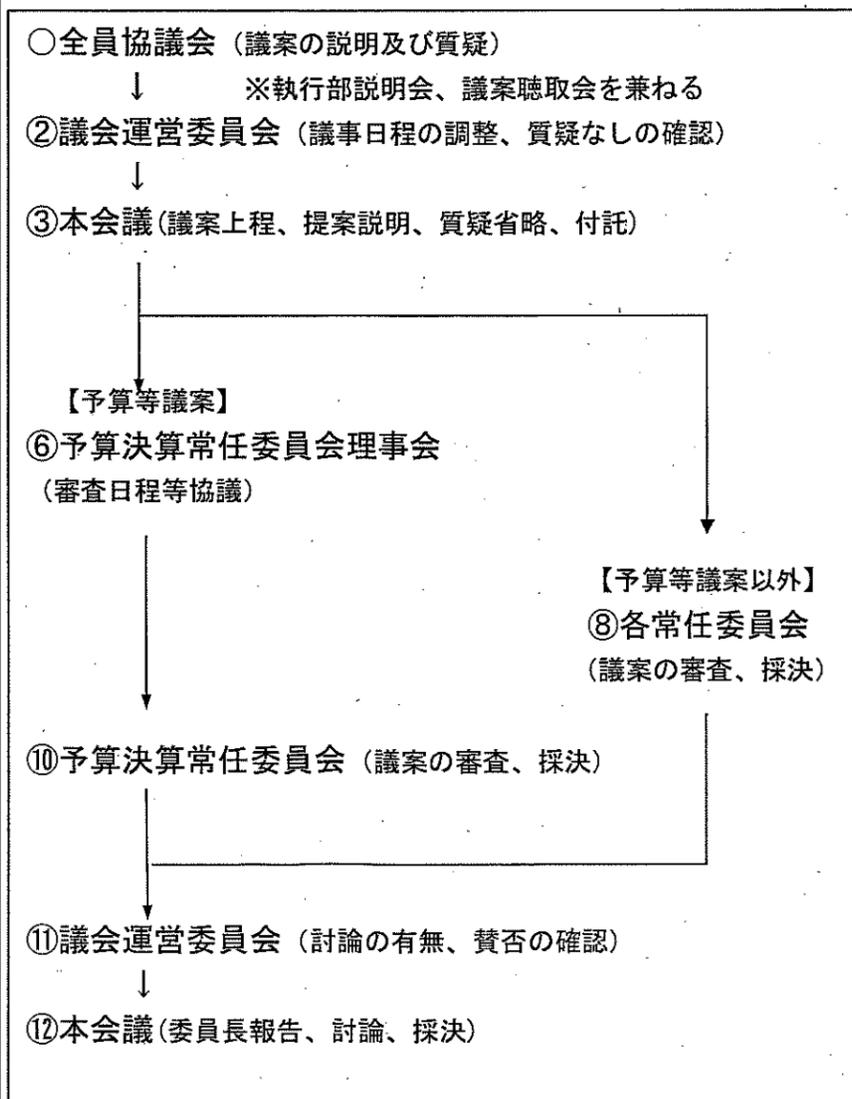
(通常時との相違点)

1. 執行部説明会、議案聴取会を省略
2. 本会議での質疑を省略（議会運営委員会において質疑なしの確認要）
3. 予算決算常任委員会については、分科会を省略

(特徴)

本会議での質疑を行わない（省略する）ことを前提に、予算等議案については、予算決算常任委員会本委員会を中心に据えて審査を行い、予算等議案以外については、本会議の審議前の全員協議会の協議結果を所管の常任委員会が引き継ぎ、審査を行う。

審議日数 1日



B案 委員会付託を省略

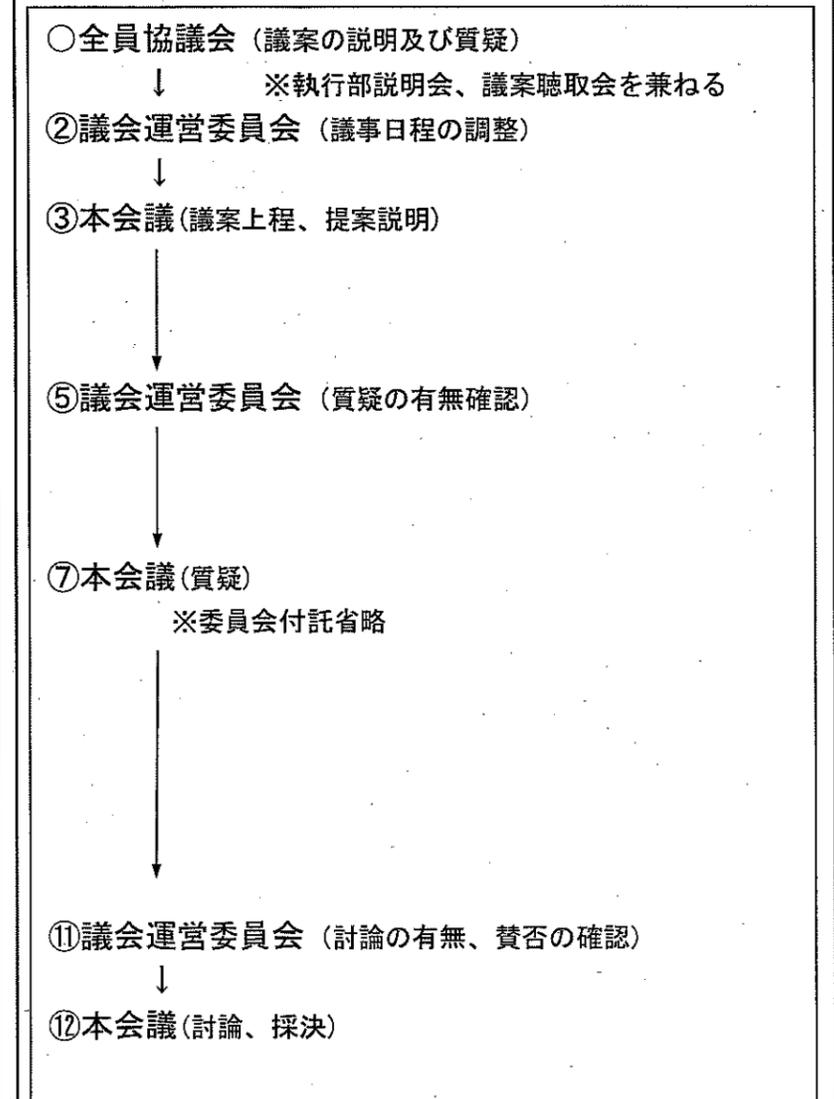
(通常時との相違点)

1. 執行部説明会及び議案聴取会を省略
2. 委員会付託を省略

(特徴)

委員会付託を省略することを前提に、本会議の審議の前の早い段階で議案聴取会等を兼ねた全員協議会を開催し、議案の内容の把握や整理等を行い、本会議での質疑につなげる。

審議日数 1日





# 大規模災害等における知事の専決処分の検討について

## 1 現状での課題認識

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害等が発災した場合、執行部においては迅速な復旧・復興のため、既存の災害関係予算を使い短期間で膨大な数の復旧・復興工事を実施する必要があることが想定される。
- ・このような場合であっても、地方自治法及び条例の規定により、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負については議会の議決が必要となる。
- ・県外調査を行った東日本大震災の被災県では、膨大な数の復旧・復興工事にあたっては、簡易的な設計に基づく工事発注・工事契約により、まずは迅速な復旧・復興工事に取りかかり、後日その工事の実態に合わせた変更契約を多数行うこととなった。
- ・宮城県議会においては、「議会の議決を経て締結する東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約については、契約金額の2割以内の変更を行うこと。」を専決処分できるとしている。(福島県議会も同様の規定有)
- ・本県においても大規模災害等に備え、迅速な復旧・復興工事を実施するため、一定の条件下において、知事が専決処分を行うことができるものとして定めることについて検討する。

## 2 地方自治法における専決処分の規定とその適用の可否

### (1) 議会の委任による専決処分（地方自治法第180条）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

議会の権限の属する軽易な事項については、法第180条により、議会の議決により特に指定したものについては、知事において専決処分できるとされている。

本県の「知事が専決処分することができるものに指定するについて」は以下の通り

- ①行政の位置または管轄区域を定める条例の改正
- ②自動車事故による損害賠償
- ③県営住宅に係る訴えの提起、調停及び和解
- ④県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償
- ⑤支払督促に係る訴えの提起及び和解

※「軽易」の認定は議会が行うが、客観的に軽易でなければならないとされている。(逐条解説)

## (2) 地方自治法第179条による専決処分

上記の法第180条に基づき指定したものの以外で、知事が専決処分を行うことができる場合は、地方自治法第179条により、下記のいずれかの場合とされている。

- ①議会が成立しないとき
- ②定足数に満たず、会議を開くことができないとき
- ③知事において議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなき
- ④議会において議決すべき事件を議決しないとき

⇒①は、在職している議員が議員定数の半数以上いない場合、議会は活動能力を有せず、議会が成立しないときが該当する。(逐条解説)

②は、法117条による除斥のため半数に達しないとき、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないとき、招集に応じても出席議員が定足数を欠き、議長が催告してもなお半数に達しないときが該当する。(逐条解説)

③は、「会期等のさらなる見直し」において、専決処分については、三重県議会議会改革諮問会議から『「通年制」を採用した場合、現行の長(知事)の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるとき」という要件は適用されなくなる』との答申(平成23年1月)を受けている。

④は、議会が提案された議案を審議したいが、天災等により本会議、委員会を開くことが困難となっている場合等で、議決に至らない状態であるとされる。(逐条解説)

### 新たな専決規定の設置に関する正副座長(案) ※次のいずれか

- 1案 指針に規定する「対象とする災害等」が発生した場合において、議会の議決を経て締結した当該災害等に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約について、契約金額の2割以内の変更を行うこと。
- 2案 指針に規定する「対象とする災害等」が発生した場合において、緊急対応として議案審議の簡素化により議会の議決を経て締結した当該災害等に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約について、契約金額の2割以内の変更を行うこと。
- 3案 指針に規定する「対象とする災害等」が発生した場合において、議会の議決を経て締結した当該災害等に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約について、契約金額の2割以内の変更を発災後〇〇以内に行うこと。